



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhiw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

平成30年度 全国労働衛生週間

(スローガン)

「こころとからだの健康づくり
 みんなで進める働き方改革」
 10月1日～10月7日
 (準備期間)9月1日～9月30日

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第69回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況についてみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっています。脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は200件前後となっています。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えています。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は56.6%(平成28年労働安全衛生調査[実態調査])にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は37.1%であります。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいないと感じています。

この他、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けています。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想されます。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくありません。

化学物質に関しては、芳香族アミン取扱事業場における膀胱がん事案や吸入性有機粉じんによる肺疾患事案など従来は把握されていなかった重篤な健康障害が発生しているほか、危険性又は有害性等を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート(SDS)の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合は、それぞれ60.0%、51.6%(平成28年労働安全衛生調査[実態調査]特別集計)にとどまっている状況が認められます。加えて、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物は、耐用年数から推計すると、2030年頃にその解

体棟数がピークを迎えるとされています。

このような状況を踏まえ、第13次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」(平成29年3月働き方改革実現会議決定)等を踏まえ、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を労働者が安心して受けられる環境整備を促進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及を図ることとしています。また、引き続き、「『過労死等ゼロ』緊急対策」に沿って、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推奨することとしています。

また、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、「働き方改革実行計画」に基づき、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着実に取り組むこととしています。

さらに、化学物質対策については、第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付・入手の徹底に引き続き取り組むとともに、リスクアセスメントの確実な実施や石綿ばく露防止対策のさらなる強化等に取り組むこととしています。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「こころとからだの健康づくり

みんなで進める働き方改革」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとされました。

2 事業場の実施事項

【本週間に実施する事項】

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

【準備期間中に実施する事項】

- ① 重点事項
 - ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - ウ 治療と仕事の両立支援対策の推進
 - エ 化学物質による健康障害防止対策の推進
 - オ 石綿による健康障害防止対策の推進
- ② 労働衛生3管理の推進等
 - ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化

(次頁につづく)

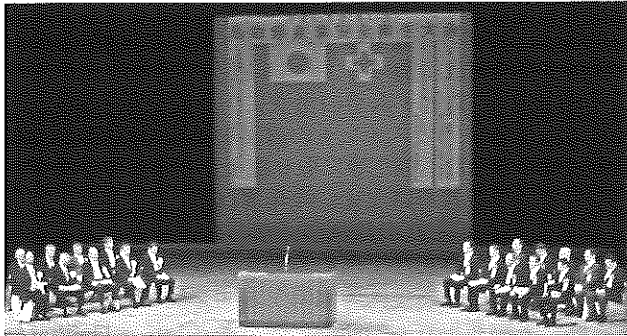
(前頁のつづき)

- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 健康管理の推進
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進
- ③ 作業の特性に応じた事項
 - ア 粉じん障害防止対策の徹底
 - イ 電離放射線障害防止対策の徹底
 - ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

- オ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- カ 石綿障害予防対策の徹底
- キ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- ④ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進
 - 東日本大震災に関してはア～ウの取組、平成28年熊本地震に関してはアの取組を実施する。
 - ア 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
 - イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
 - ウ 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について(平成24年8月10日付け基発0810第1号)」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

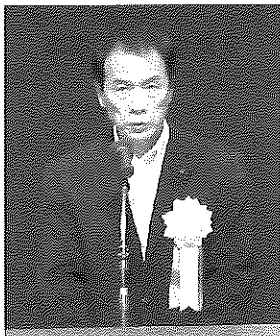
平成30年度(第46回)「鳥取県産業安全衛生大会」開催

全国安全週間の取組の一環として、去る7月4日(水)「米子市文化ホール」において平成30年度(第46回)鳥取県産業安全衛生大会が開催されました。



式典の冒頭、主催者を代表して竹中鳥取県労働基準協会長が「本日の大会を契機として、安全衛生に対する慣れや過信を一掃し、労使一体となって日々の安全衛生活動を推進し、労働災害撲滅に力を尽くして頂きたい。」と挨拶しました。

続いて、丸山鳥取労働局長、吉村鳥取県商工労働部長から来賓挨拶がありました。丸山鳥取労働局長は、「鳥取県内の労働災害は増減を繰り返しながら横ばい状態となっており、健康管理については働く人のメンタルヘルス対策が大きな課題となっています。」



主催者挨拶をする竹中鳥取県労働基準協会長



来賓挨拶をする丸山鳥取労働局長

鳥取労働局では第13次労働災害防止推進計画をスタートさせましたので、死亡災害の撲滅、労働災害防止やメンタルヘルス対策にも積極的に取り組んでいただくことにより、働く人が安全で、メンタルヘルス不調にならない職場環境の形成を目指して下さい。」と参加者に呼び掛けました。

また、表彰式では、福助株式会社鳥取工場(東伯郡琴浦町)、加藤金属興業株式会社鳥取事業所(鳥取市)並びに社会福祉法人いずみの苑(米子市)の3社に対する鳥取労働局長表彰及び各労働災害防止団体等から安全衛生や無事故永年勤続者の方々に対する表彰が行われました。

「講演の部」では、株式会社平井組 技術管理部長 野坂修司氏による「当社の安全管理について」と題した事例発表があり、その後、労働安全衛生総合研究所リスク管理研究センター 上席研究員 大西明宏氏による「労働現場における転倒災害防止に求められること」と題した特別講演が行われました。

最後に、当協会西部支部松谷産業安全部会長が大会宣言を読み上げ、参加者全員で労働災害防止を誓い合って、大会を終了しました。

本大会に会員各位の多数のご参加をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

なお、当協会関係では、次の方々を受賞されました。

<p>★鳥取県労働基準協会会長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安田精工(株) (鳥取市) ○東京印刷(株) (米子市) ○JFEエンジニアリング(株) 伯耆事業所 (倉吉市) <p>(衛生関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(株)松田安鐵工 (鳥取市) ○(株)JR西日本米子メンテック(米子市) ○山陰酸素工業(株) 倉吉支店 (倉吉市) 	<p>★鳥取県労働基準協会東部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日ノ丸西濃運輸(株) (鳥取市) ○林純業工業(株) (鳥取市) ○太田三蔵(東部タクシー)(株) (鳥取市) <p>(無事故永年勤続者)</p> <p>ほか15名</p>	<p>★鳥取県労働基準協会西部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(株)平田組 (米子市) ○(株)ホープタウン(米子市) ○山崎昭男(米子練炭(株)) (米子市) <p>(無事故永年勤続者)</p> <p>ほか73名</p>	<p>★鳥取県労働基準協会中部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(株)山崎商会 (倉吉市) ○倉吉資源リサイクル事業協同組合 (倉吉市) ○石井利博(株) 倉吉工場 (倉吉市) <p>(衛生関係)</p> <p>(無事故永年勤続者)</p> <p>ほか44名</p>
---	--	--	---

「労働時間相談・支援コーナー」を ご活用ください

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)が本年7月6日に公布されました。改正労働基準法等関係法令の円滑な施行に向けては、広く県民の皆様に、改正内容とそのベースとなる現行法制度について知っていただき、ご理解を深めていただくことが重要です。

また県内においては、9割を超える事業場が中小企業・小規模事業場であり、労働力人口の減少による人手不足が深刻となっています。優秀な人材確保、定着のためには、魅力ある職場づくりが喫緊の課題となっており、そのためには長時間労働の是正や年次有給休暇がとりやすい職場環境の整備が必要です。

労働局では、このような現状にある中小企業・小規模事業場を支援するため、労働基準監督署における専門チームによる労働時間法制度等に関する相談支援、訪問支援の取組を行っています。事業場の御希望に応じて個別に企業を訪問し、それぞれの実情に合った働き方や労働時間の短縮に効果的な労働時間制度について御相談に応じています。

お問合せは、「労働時間相談・支援コーナー」まで
【コーナー設置場所】

- 鳥取労働基準監督署
鳥取市富安2丁目89-4 ☎ 0857-24-3211
- 米子労働基準監督署
米子市東町124-16 ☎ 0859-34-2231
- 倉吉労働基準監督署
倉吉市駄経寺町2-15 ☎ 0858-22-6274

定期健康診断における有所見率の 改善に向けた取組の推進について

◆働く方々の健康について、鳥取県の労働安全衛生法に基づく定期健康診断における有所見率は、平成24年に47.9%であったものが、その後増加傾向にあり、平成

29年では51.0%となっています。

- ◆過重労働による脳・心臓疾患(「過労死」等事案)による労災支給決定件数は、全国では260件前後で横ばいで推移しています。
- ◆過労死や職病性疾病を予防するためには、有所見となった状態の改善を図ることが重要です。

《定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組》

- ア 定期健康診断実施後の措置
 - ・健康診断に異常の所見がある労働者について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。
- イ 定期健康診断の結果の労働者への通知
 - ・定期健康診断結果を労働者へ確実に通知しましょう。
- ウ 定期健康診断の結果に基づく保健指導
 - ・健康診断の項目に、異常の所見がある労働者など健康の保持に努める必要がある労働者について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行いましょう。
 - ・労働者自身も保健指導を利用して、自らの健康の保持・増進に努めましょう。
 - ・事業者は、個々の労働者が取り組むべき具体的な内容を示すとともに、その後の労働者の取組状況を把握し、必要に応じて指導を行って下さい。
- エ 健康教育・健康相談等
 - ・健康診断の項目に、異常の所見がある労働者をはじめ、労働者に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行いましょう。
 - ・健康教育等の実施においては、脳・心臓疾患関係の主な検査項目の有所見率がおおむね増加傾向にあることから、これら有所見の改善に係る健康教育等を重点的に行って下さい。
 - ・労働者自身も健康教育・健康相談を利用して、自らの健康の保持・増進に努めましょう。
 - ・事業者は、個々の労働者が取り組むべき具体的な内容を示すとともに、その後の労働者の取組状況を把握し、必要に応じて指導を行って下さい。

事業主の皆さまへ「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます

Point 1 施行:2019年4月1日~※中小企業は2020年4月1日~

時間外労働の上限規制が導入されます!
時間外労働の上限について、
月額45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

Point 2 施行:2019年4月1日~

年次有給休暇の確実な取得が必要です!
使用者は10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point 3 施行:2020年4月1日~※中小企業は2021年4月1日~

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!
同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。



「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ(次ページに掲載)
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



相談窓口のご案内









■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律1057

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
鳥取労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等室 【派遣労働者関係】 職業安定部 職業安定課	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 電話：雇用環境・均等室 0857-29-1709 職業安定部職業安定課 0857-29-1707 所在地：鳥取市富安2丁目89-9 

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

働き方改革サポートオフィス鳥取	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 電話：0800-200-3259 メール：hatasapo-tottori@crest.ocn.ne.jp 所在地：鳥取市富安1丁目152 SGビル4F (鳥取県社会保険労務士会に委託) 
鳥取産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 電話：0857-25-3431 所在地：鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング6F 
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/ 
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm   
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
鳥取県医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 電話：0857-29-0060 所在地：鳥取市戎町317 (鳥取県医師会に委託) 

試験日程

試験の種類	試験日程							試験開始時刻	試験終了時刻
	平成30年			平成31年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
特級ボイラー技士	1							10:00	16:10
一級ボイラー技士		1		10	15			10:00	15:30
二級ボイラー技士	9	27	17	9	20	6		13:30	16:30
★特別ボイラー溶接士					1			13:30	16:00
★普通ボイラー溶接士					1			13:30	16:00
ボイラー整備士	10				14			13:30	16:00
★デリック・クレーン・床上運転式・限定免許解除試験	限定なし	18	13	12	17	21	14	13:30	16:00
	クレーン限定	18	13・28	12	17	7・21	14	13:30	16:00
	床上運転式限定	18						13:30	16:00
	限定免許解除試験	18						13:30	※
★移動式クレーン運転士		5		23		5		13:30	16:00
★揚貨装置運転士	11							13:30	16:00
発破技士			11					13:30	15:30
ガス溶接作業主任者			11					13:30	16:30
林業架線作業主任者								13:30	16:30
第一種衛生管理者	24	2・21	3・18	18	5・19	9・20		13:30	16:30
第二種衛生管理者								13:30	16:30
高圧室内作業主任者		15						10:00	15:30
エックス線作業主任者		20		22		7		10:00	15:30
ガンマ線透過写真撮影作業主任者		15						10:00	15:30
潜水士	3				8			10:00	15:30

[注] 1 ★印の試験は学科試験合格後、実技試験を実施します。
 2 ※限定免許解除試験で、クレーン限定解除試験（床上運転式限定解除試験を含む。）の終了時刻は14:45です。また、デリック限定解除試験の終了時刻は15:30です。
 3 平成31年3月9日は土曜日に試験を実施します。

に照会して下さい。

電話084-954-4661

中国四国安全衛生技術センター
 〒721-0955
 福山市新涯町2-29-36

平成30年10月から平成31年3月までの試験日程は次の通りです。
 受験資格については、

労働安全衛生関係
免許試験日程(学科)

第77回 2018 in 横浜
全国産業安全衛生大会開催のご案内

開催期間 平成30年
10月17日(水) ⇒ 19日(金)

大会テーマ

会場 総合集会:10月17日
 横浜アリーナ

「安全・健康の決意新たに
 トップの率先 現場の改善」

特別講演

10/17(横浜アリーナ)

「日本の未来-働き方改革
 高齢化、技術革新」

東京大学名誉教授
 学習院大学国際社会科学部教授
 経済学博士

伊藤 元重 氏



分科会:10月18日.19日

パシフィコ横浜ほか横浜市内各会場

入場
 無料

同時開催

緑十字展2018

働く人の安心づくりフェア in 横浜

期日:10月17日(水)~19日(金)

会場:パシフィコ横浜

共同退職金
CHUJUSHA KIN

**中小企業の退職金
の制度が
サポートします。**

● 中小企業退職金共済制度なら：
● 掛金の一部を国が助成します。
● 掛金は全額非課税。手数料も不要です。
● 社外積立型なので管理が簡単です。
● パートタイマーさんも加入できます。



お気軽にお問合せください
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

東部支部だより

安田精工(株)の「安全衛生管理活動」

安田精工株式会社は、平成30年度鳥取県産業安全衛生大会において、優秀な安全衛生管理・労働災害防止活動と無災害実績等に対する鳥取県労働基準協会会長表彰を受けられました。この機会に、これまで取り組んでこられた活動の概要について事務局よりお願いして寄稿いただきました。

(以下、安田精工(株)様からいただいた内容です。)

この度は鳥取県産業安全大会での鳥取県労働基準協会会長賞の受賞を機に、弊社の安全衛生の取り組みを紹介させていただくこととなりましたが、まずは、鳥取県労働基準協会会長賞の受賞に際し、関係各所、各位に感謝申し上げますとともに、手短かに弊社の概要を説明させていただきます。

弊社は、1967年創業の鳥取市に本社を置く金型メーカーでございます。創業当初は家電のプレス金型を中心に手掛けておりましたが、その後自動車部品のプレス金型、さらにはプラスチック射出成型金型も手掛けるようになり、現在では自動車関連部品、空調/家電/厨房製品など様々なジャンルの金型を設計から製造までトータルに手がける金型総合メーカーとなりました。また、昨年創業50周年を迎えるのを機に、大型マシニングセンタ、1000TONプレス機など、金型専業先として全国有数の大規模な設備増強を行ったところ です。

さて、弊社の安全衛生についてですが、最近の取り組みとしましては設備の増強と増員に伴い貴協会の技能講習、特別教育の受講者数を増やしてのプレス、ホイスト、フォークリフト等の適正な有資格者数を確保するとともに、若い社員の割合が増えたため、昨年の秋には外部の

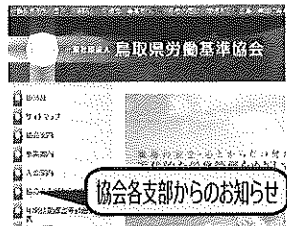
専門家を招き全社員に対し危険予知トレーニングを実施し、社員一人一人の安全衛生に対する意識づけを行いました。

また、継続して行っております取り組みとしましては役員、各部門長によります月初「5S安全衛生パトロール」がごぞいます。会社のトップが率先してパトロールを行うことにより、現場が引き締まり、改善策の意思決定も迅速に行えます。また、パトロールが上層部だけのもので終わらず、現場にも浸透するようパトロールでの指摘箇所の写真は現場に必ず張り出すよう努めております。

安全衛生活動は日々の地道な作業の連続ですがこの度の鳥取県産業安全大会での鳥取県労働基準協会会長賞の受賞を更なる励みに、昨年の秋に達成しました無事故無災害3000日を5000日まで記録を伸ばせるよう日々活動して参る次第でございます。

HP:東部支部のお知らせページ

東部支部では、7月から開始した「お気軽セミナー」や8月から開始した「お気楽勉強会」、また、「募集中の特別教育、講習など」さらには、その時々イベント案



鳥取県労働基準協会 検索

協会各支部からのお知らせ

内などを鳥取県労働基準協会ホームページの「協会各支部からののお知らせ」ページで取りまとめてお知らせしています。「特別教育」、「セミナー・講習等」のパナーからご覧いただけるものもありますが東部支部からののお知らせのページもご利用ください。



(「協会各支部からののお知らせ」のURLとQRコードです。)

<http://www.totori-rouki.or.jp/newpage12.html>

「協会各支部からののお知らせ」ページから、お気軽セミナー・お気楽勉強会の案内をご覧ください、ご参加に向けてご検討をお願いいたします。

「働き方改革関連法」の概要と「勤務間インターバル制度」に関する研修会を開催します

正式名称「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が第196国会で6月29日に成立し、7月6日に公布されました。この法律は、雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の8つの法律を改正するものです。

改正内容は、労働基準法関係では、①時間外労働の上限規制の導入、②中小企業における月60時間超えの割増賃金の見直し、③フレックスタイム制の見直し、④年次

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

有給休暇のうち5日の付与を企業に義務付け、⑤高度プロフェッショナル制度の創設、⑥勤務間インターバル制度の普及促進等。労働安全衛生法関係では、①産業医・産業保健機能の強化、②労働者健康確保のための労働時間状況把握の実効性の確保等。パートタイム労働法、労働者派遣法等関係では、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇の禁止(同一労働同一賃金)などです。

東部支部では、専門部会活動の一環として、労働法規等研修会「働き方改革関連法の概要と勤務間インターバル制度について」を下記のとおり開催いたします。参加費は不要です。

記

- 日時 平成30年9月28日(金)
午後1時30分から午後4時30分
場所 鳥取県労働基準協会会館2階
(鳥取市若葉台南1-17)
内容 ① 働き方改革関連法の概要
(講師:鳥取労働局担当者)
② 勤務間インターバル制度について
(講師:中野 聡 社会保険労務士)

この機会に働き方改革の中身を把握いただきますようご案内いたします。(別途、「労働法規等研修会のお知らせ」をご覧ください。)

西部支部だより

働き方改革推進のための 個別訪問支援のご利用について (お願い)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号。以下「改正法」という。)が、本年6月29日に可決成立し、同年7月6日に公布されました。改正法では、労働基準法をはじめ、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法など関連する法律が改正されています。

内容的には、①時間外労働(残業時間)の上限規制(大企業は2019年4月1日、中小企業は2020年4月1日から適用)、②1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得義務付け(2019年4月1日から適用)、③中小企業における月60時間を超える残業の割増賃金率の引上げ(25%→50%、2023年4月1日から適用、*大企業は既に義務付け)④労働時間の客観的な把握の義務付け、⑤高度プロフェッショナル制度の創設(④⑤2019年4月1日から適用)、⑥正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止(大企業2020年4月1日、中小企業2021年4月1日から適用)などです。

県内においても人口減少が加速しており、高齢化と相まって、労働力人口が減少し、人手不足となっています。改正法は、このような課題を解決するための多様な働

き方を実現するためのものであり、魅力ある職場づくりを実現し、人材を確保するためにも、働き方改革の趣旨をご理解していただいた上で取り組んでいただくことが重要と考えております。

米子労働基準監督署では、働き方改革を推進するため、企業の皆さまの要望に応じて、個別に会社を訪問し、改正法の内容の説明や、各事業所の働き方に合った、労働時間の短縮に効果的と思われる労働時間制度等について、個別のご相談に応じる取り組みを行っています。ぜひ、米子労働基準監督署【労働時間相談・支援コーナー】(電話0859-34-2231)にご連絡いただき、訪問支援のご利用をお願い申し上げます。

引き続き「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に 取り組みましょう

今年は、7月から記録的な猛暑が続き、熱中症による労働災害が多発しています。鳥取労働局では、この状況を鑑みて「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」における重点取組期間を8月まで延長し、対策の強化をお願いしました。猛暑は9月も続く恐れがあり、暑さによる疲労が蓄積され始める時期でもあるため、各事業所におかれましては、引き続き、当キャンペーンによる熱中症対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成30年度における米子労働基準監督署管内での熱中症は、労働者の健康診断結果に基づく対応がなされていなかったことによるものが多発しています。熱中症の発症に影響を及ぼす恐れのある次のような疾患を有する労働者に対しては、医師等の意見を踏まえた配慮を行う必要があることにご留意ください。①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等になります。

また、熱中症対策では、特に、水分及び塩分の摂取が重要となりますので、自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行うとともに、水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成や作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ってください。

最後に、9月1日から9月30日までは、「平成30年度全国労働衛生週間準備期間」となりますので、併せて全国労働衛生週間の準備期間中に実施する事項にも取り組んで頂きますようお願いいたします。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンに基づく熱中症対策

- (1) WBGT値(暑さ指数)の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
- (2) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- (3) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (4) 救急措置の事前の確認と実施

*上記の取り組みの詳細は、鳥取労働局ホームページに紹介されていますのでご確認ください。

講習会等開催のご案内

西部支部では下記のとおり講習会・特別教育を予定しています。多数の方の受講をお待ちしています。

- (1) ☆タイヤの空気充てんの業務特別教育☆
日 時 10月3日(水) 9:00～15:00
場 所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館
- (2) ☆職長・安全衛生責任者教育☆
日 時 10月23日(火) 9:00～17:00
10月24日(水) 8:30～17:00
場 所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館
- (3) ☆自由研削といし取替業務等特別教育☆
日 時 11月7日(水) 9:00～16:00
場 所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館
- (4) ☆職長・安全衛生責任者教育☆
日 時 11月27日(火) 9:00～17:00
11月28日(水) 8:30～17:00
場 所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

中部支部だより

相談窓口から

【問】 当事業場では、登録型訪問介護労働者を1か月の有期契約で雇用しているが、契約を更新して継続勤務が6か月を超える労働者に対して、年次有給休暇を付与しなければならないか？

また、付与しなければならない場合、所定労働日数は業務の都合により月毎に異なり1年間の所定労働日数を予め正確に定めることが困難ですが、付与すべき日数はどのようにして定めるのか？

【答】 1か月の有期契約であっても、契約を更新して継続勤務が6か月を超える労働者に対しては年次有給休暇を付与しなければなりません。付与日数は、

- ① 週所定労働時間が30時間以上の場合、及び所定労働日数が週5日以上または年間217日以上の場合には、通常の労働者と同じ日数を付与しなければならない。
- ② 週所定労働時間が30時間未満であり、かつ、所定労働日数が週4日以下または年間216日以下の場合には、所定労働日数に応じ比例付与することが必要です。

したがって、②に該当する場合の年次有給休暇日数は予定されている所定労働日数に応じて定めなければならないが、登録型訪問介護労働者の所定日数は、その性格上正確に定めることが困難な場合もあります。このような場合は、過去の実績（有給休暇を付与することとなる初日直前の実績）を考慮して所定労働日数を算定するのもやむ得ないと解釈されております。

例えば、雇入れの日から6か月後に付与される日

数については、過去6か月間の労働日数を2倍にして「1年間の所定労働日数」として付与日数を定めることは差支えありません。

「安全管理者等研修会」を開催

6月22日(金)、安全管理者等安全担当者を対象に研修会を開催しました。

最初に、鳥取産業保健総合支援センター専門員 西尾克美氏(元鳥取労働局健康安全課長)から

「安全の担当者としての仕事」と題して、

- ① 法令等による安全管理者等の職務
- ② 「働き方改革」における労働安全
- ③ 全国安全週間の実施事項
- ④ 自主的な安全衛生活動
- ⑤ 安全衛生委員会の運営

等について、具体的事例を挙げながら説明がありました。

次いで、倉吉労働基準監督署田中監督・安衛課長から「安全衛生行政の現状と課題」と題して

- ① 労働災害の発生状況と課題
- ② 第13次労働災害防止計画(2018年～2022年)の目標と重点対象ごとの取組
- ③ 「転倒災害」・「挟まれ・巻き込まれ災害」等についての災害事例とその防止対策

等について具体的な説明がありました。

いずれの事項も日々の安全衛生活動に役立つものであり、参加者から大変有益であったとの声が多く寄せられました。

特別教育・研修等のご案内

中部支部では、次のとおり特別教育・研修等の開催を予定しており害すので、多数の方の受講をお待ちしております。

(1) 衛生管理者等研修

- 日時 9月20日(木)
- 場所 倉吉未来中心
- 内容 ①労働衛生管理のポイントについて
②受動喫煙の防止対策について
③化学物質リスクアセスメントの基礎的事項について

(2) 自由研削と石取替え等業務特別教育

- 日時 10月5日(金)
- 場所 倉吉体育文化会館

(3) 安全管理者選任時研修(2日間)

- 日時 10月25日(木)・26日(金)
- 場所 倉吉体育文化全館

(4) KYT(危険予知訓練)研修

- 日時 11月2日(金)
- 場所 倉吉体育文化会館

【申込み・問合せ先】

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部
(☎0858-22-9054)